平成２７年（フ）第１５号
兵庫県明石市二見町西二見2118番地の５　サンフォーブルふじ２－１
債務者　山南ひかり
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県明石市二見町西二見2118番地の５　サンフォーブルふじ２－１
債務者　山南　博司
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県明石市大久保町西島399番地の１　ロイヤル大久保南301号
債務者　稲岡　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
神戸市西区王塚台１丁目71番地の１　202号
債務者　葦津ヌイ子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県明石市西明石西町１丁目３番９号、前住所兵庫県明石市西明石南町３丁目８番42403号
債務者　芳澤　徳治
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
広島県呉市阿賀北５丁目27番20号
債務者　宮入　順三
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１６８号
広島県江田島市江田島町江南１丁目31番42号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第７号
広島県呉市宮原12丁目９番12号
債務者　金崎　智子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９号
広島県竹原市竹原町2981番地４
債務者　中谷　勝洋
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４８号
石川県小松市城北町25番地
債務者　山上　佳治
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３号
福井市グリーンハイツ２丁目107番地　県住５－507号室
債務者　佐藤　加奈
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
福井市グリーンハイツ２丁目107番地　県住５－507号室
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０３１号
大阪府門真市三ツ島５丁目14番５－106号
債務者　岡原　一仁
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７６号
大阪府枚方市高塚町10番５号
債務者　平　　達郎
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２５７号
大阪市西淀川区姫里２－17－34　ヴァンスタージュ姫里701、住民票上の住所大阪市東成区中道２丁目14番７号
債務者　金城光志こと　金　　光志
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８４号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号　高井田青山ビル105号
債務者　細木　保行
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２７号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目15番14号
債務者　松尾　由夫
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４４号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪府和泉市府中町４丁目６番24号
債務者　森本栄史こと　李　　栄史
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部